

令和6年度 公文書開示（9月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等	
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号			9 号
1	R6. 7. 17	R6. 9. 2	「都市計画公園・緑地の整備方針」の改定に係る「優先整備区域」の素案作成 について（回答）	9	1															建設局 公園緑地部 計画課
2	R6. 8. 27	R6. 9. 2	(3 二建管工第134号)、道路工事施行承認申請書のうち、以下の図面 ・現況図 ・計画図 ・民地設道部構造 (H鋼配置図、立面図)	4	1															建設局 第二建設事務所 管理課
3	R6. 8. 22	R6. 9. 4	石神井川の以下の調節池の貯水履歴 (貯留量のデータ) 「環状七号線地下広域調節池」 (履歴の数が多い場合には、すべての履歴でなくとも良い。 数が多い場合には、貯水量が多いデータ (日付を含む) を20点以上。)					1											請求に係る公文書については、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	建設局 河川部 計画課
4	R6. 8. 22	R6. 9. 4	・芝久保調節池の貯水履歴 ・向台調節池の貯水履歴 ・石神井川河川整備計画 (平成18年 3 月) ・石神井川大規模特定河川事業の事業計画の申請について (6 建河計第148号)	32	1															建設局 河川部 計画課
5	R6. 8. 27	R6. 9. 9	〇〇もしくは〇〇への占用許可・不許可をする上で、東京都の担当部局内で協議した内容がわかる全ての文書					1											当該公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	建設局 公園緑地部 公園課
6	R6. 8. 27	R6. 9. 9	令和 6 年 8 月 23 日付公園占用許可申請書及び添付書類	3		1					1								(第 7 条第 2 号) 特定の個人を識別することができる情報であるため。	建設局 東部公園緑地事務所 管理課

令和6年度 公文書開示（9月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号		
7	R6. 8. 27	R6. 9. 9	〇〇もしくは〇〇が、2024年9月1日に東京都立横網町公園で、開催予定の慰霊祭についての「都の決定（許可・不許可）が分かる全ての文書」					1										不開示請求日時点では決定がなされていないことから、当該公文書は、実施機関で作成及び取得しておらず、存在しないため。	建設局 東部公園緑地事務所 管理課
8	R6. 9. 4	R6. 9. 11	土砂災害防止に関する基礎調査（急傾斜地の崩壊）（急傾斜地の崩壊区域調査） （箇所番号221001-K001） （個人情報を除く）	※	1														建設局 河川部 計画課
9	R6. 9. 2	R6. 9. 12	浅川河川防災工事（その1）しゅん工図のうち 帯工平面図及び帯工横断面図 （個人情報及び印影を除く）	※	1														建設局 南多摩西部建設事務所 工事課
10	R6. 9. 2	R6. 9. 12	令和6年9月1日に墨田区内で行われた「関東大震災朝鮮人犠牲者追悼式典」について、東京都が〇〇に対して公園の使用を許可した経緯が分かる議事録やメモ、メール等の資料一式に係る都幹部への説明資料。					1										当該公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	建設局 公園緑地部 公園課
11	R6. 9. 2	R6. 9. 12	・令和6年8月23日付公園占用許可申請書及び添付書類並びに令和6年8月30日付公園占用許可書及び添付書類	6		1					1		1					（第7条第2号） 特定の個人を識別することができる情報であるため。 （第7条第4号） 偽造されることにより犯罪に使用されるおそれがあるため。	建設局 東部公園緑地事務所 管理課

令和6年度 公文書開示（9月決定分）

[illegible]

令和6年度 公文書開示（9月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等	
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号			9 号
15	R6. 9. 6	R6. 9. 20	・「関東大震災並びに都内戦災遭難者 秋季慰霊大法要」に伴う知事の追悼文 について（6 建公管第345号） ・「関東大震災並びに都内戦災遭難者 秋季慰霊大法要」に伴う知事の追悼文 の変更について（6 建公管第389号） ・令和六年秋季慰霊大法要追悼文下附 願 ・2024年「関東大震災101年 朝鮮人 犠牲者追悼式典」への追悼の辞送付要 請 ・「関東大震災朝鮮人虐殺101年東京 同胞追悼会」への東京都知事のご参席 を求める要請	※		1							1	1					（第7条第3号及び第4号） 未公開のFAX番号は、団体の内部管理に関する情報であり、公に することにより法人の事業運営上の地位が損なわれると認められ るため（第3号関係） 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にするこ とから、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及 ぼすおそれがあるため（第4号関係）	建設局 公園緑地部 管理課
16	R6. 9. 6	R6. 9. 20	・令和6年8月9日付公園占用許可申 請書及び添付書類並びに令和6年8月 9日付公園占用許可書及び添付書類 ・令和6年8月23日付公園占用許可申 請書及び添付書類並びに令和6年8月 30日付公園占用許可書及び添付書類	※		1						1		1					（第7条第2号） 特定の個人を識別することができる（他の情報と照合することに より識別することができるものを含む）情報であるため。 （第7条第2号） 特定の個人を識別することができる情報であるため。 （第7条第4号） 偽造されることにより犯罪に使用されるおそれがあるため。	建設局 東部公園緑地事務 所 管理課
17	R6. 9. 12	R6. 9. 24	・令和6年8月30日付公園占用許可書 及び添付書類	3		1						1		1					（第7条第2号） 特定の個人を識別することができる情報であるため。 （第7条第4号） 偽造されることにより犯罪に使用されるおそれがあるため。	建設局 東部公園緑地事務 所 管理課

令和6年度 公文書開示（9月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定）条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		

表の見方
＜決定区分＞
・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。
＜（根拠規定）条例7条＞
・一部開示及び不開示について、条例7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。
＜公文書の件名＞
・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。
＜公文書の枚数＞
・光ディスクへ複写し交付している場合は、「※」を記入しています。